

お知らせ（器）001

令和4年4月28日

特定器材マスターの改定について

今般、令和4年4月28日付け厚生労働省告示第174号に基づき、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するコードの適用年月日は、令和4年5月1日であることから、令和4年4月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

また、内容については別紙をご確認ください。

記

材料価格の変更（変更区分「5」：9コード）（別紙）

別紙

特定器材マスター登録内容の一部変更（令和4年5月1日適用）

別表 番号	区分 番号	特定器材 コード	特定器材名・規格名	金額 種別	変更 区分	変更箇所	変更前	変更後	備考
06	002	710010172	歯科铸造用1.4カラット金合金インレー用（JIS適合品）	1	5	金額	5,607	6,019	
06	003	710010173	歯科铸造用1.4カラット金合金鉤用（JIS適合品）	1	5	金額	5,590	6,002	
06	004	710010174	歯科用1.4カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1	5	金額	5,740	6,152	
06	005	710010175	歯科用1.4カラット合金用金ろう（JIS適合品）	1	5	金額	5,567	5,979	
06	006	710010176	歯科铸造用金銀パラジウム合金（金12%以上JIS適合品）	1	5	金額	3,149	3,413	
06	010	710010180	歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上JIS適合品）	1	5	金額	3,706	3,952	
06	011	710010181	歯科铸造用銀合金第1種（銀60%以上インジウム5%未満JIS適合品）	1	5	金額	143	145	
06	012	710010182	歯科铸造用銀合金第2種（銀60%以上インジウム5%以上JIS適合品）	1	5	金額	176	178	
06	013	710010183	歯科用銀ろう（JIS適合品）	1	5	金額	261	265	